

立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン

(目的)

第1条 この運用ガイドラインは、立命館大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動において作成された学術情報等（以下「学術情報等」という。）を学内外に広く公開することにより、本学の研究活動の推進と教育活動の支援を図るとともに、学術研究の一層の振興に貢献することを目的として、立命館大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に係る事項を定める。

(定義)

第2条 リポジトリとは、本学において作成された学術情報等を図書館が収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を行い、学内外に無償で公開するものをいう。

(登録の対象となる学術情報等)

第3条 登録対象となる学術情報等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究成果または研究・教育に関わる資料であること。
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) ネットワークを通じて配信できること。

(対象者)

第4条 リポジトリに学術情報等を登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該学術情報等の作成に関与した本学の在籍者および過去に本学に在籍したことのある者
- (2) (1)を構成員に含む団体
- (3) 本学から学位を授与された者
- (4) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録された学術情報等の利用)

第5条 図書館は、次に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術情報等を利用することができる。

- (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の者に無償で送信する。
- (3) 複製物のバックアップおよび利用のための複製を行う。

(リポジトリへの登録)

第6条 登録を希望する者または団体（以下「登録者」という。）は、第7条に定める事項を遵守して、登録対象となる学術情報等について著作権帰属者の許諾が得られていることを証明する書面等を図書館長に提出しなければならない。

(登録する学術情報等の著作権等に関する事項)

第7条 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者のみに帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する。

2 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者を含む複数の者に帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する全員より予め取得して登録手続きをしなければならない。

3 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者以外の者に帰属している場合には、登録者は第5条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する者より予め取得して登録手続きをしなければならない。

4 リポジトリに登録する学術情報等の公開が登録者以外の者の肖像権または個人情報に関する権利と抵触する場合には、登録者は肖像権または個人情報に関する権利が帰属する者より、公開についての同意書を予め取得して登録手続きをしなければならない。

5 リポジトリに登録する学術情報等について、登録者は出版社の著作権、その他登録、公開に係る支障の無いことを予め調査して登録手続きをしなければならない。

6 リポジトリに登録された学術情報等の著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、図書館は、第5条に定める利用を超えた利用を一切することができない。

(登録の拒絶)

第8条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、当該学術情報等をリポジトリに登録することを拒絶できる。

- (1) 当該学術情報等の内容が他の者に帰属する著作権を侵害する場合
- (2) 当該学術情報等が公序良俗に反する内容を含み、または社会的にみて著しく不適切な内容である場合

(公開)

第9条 図書館は、提供された学術情報等をサーバ上に登録、保存し、ネットワークを通じて公開する。

(削除・非公開)

第10条 リポジトリに登録する、または既に登録された学術情報等が次の各号のいずれかに該当する事由がある場合、当該学術情報等の一部または全部を削除または非公開とする。

- (1) 削除・非公開の申請があった場合
 - (2) 他者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合
 - (3) 公序良俗に反する内容を含み、または社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合
- 2 前項の削除または非公開は、図書館長がこれを行う。
- 3 第1項第1号に定める非公開の申請があった場合でも、目録情報については登録時からすべて公開する。

(利用条件)

第11条 リポジトリに登録された学術情報等を利用しようとする者は、その利用に際して次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法等の法令の定める条件
- (2) 公開される学術情報等が、リポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

第12条 リポジトリでの学術情報等の登録、公開または利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(その他)

第13条 この運用ガイドラインに記載されていない事項またはこの運用ガイドラインに関して疑義が生じた事項については、必要に応じて、登録者と図書館長が別途協議する。

(改廃)

第14条 この運用ガイドラインの改廃は、図書館委員会がこれを行う。

附則 この運用ガイドラインは、2010年4月1日から施行する。

以上